

諮問番号：諮問第 320 号

答申番号：答申第 320 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡県田川児童相談所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人及びその配偶者に対して行った児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。令和 4 年法律第 68 号による改正前のもの。以下「法」という。）に基づく児童福祉司指導措置処分（令和 6 年 9 月 25 日付けの 3 件の処分。以下「本件各処分」という。）に係る審査請求（以下「本件各審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、本件各処分の取消しを求めるもので、その理由を要約すると、次のとおりである。

- (1) 本件各処分に係る通知書（以下「本件各処分通知書」という。また、同通知書に添付された別紙 1 の記載内容を「本件指導事項」という。）を含む。別添 1 参照。）は、審査請求人家族が元の家に住むようになった令和 6 年 9 月 25 日付けのもの（実際に渡されたのは同年 10 月 4 日）である。

本件指導事項の 2 及び 3 の項は当たり前のことであるが、1、4 及び 5 の項はそうではない。1 の項は処分庁が家庭訪問をすることを、2 の項はそれを必ず受け入れることを、5 の項は、住所変更の場合は処分庁に連絡することを指導するものであるが、憲法の理念に抵触しそうな内容（個人尊重の侵害、住居侵入等）が含まれている。

一番大きな問題点は、これらの指導に期限がなく、3 人の子（以下「本件児童ら」と総称する。）が 18 歳になるまで有効な書面となっていることであり、大きな負担を母親である審査請求人及び本件児童らの両方に与える。本件児童らにあっては、原則として 18 歳まで、処分庁に指導されている児童として、幼稚園、小学校、中学

校及び高等学校でも、周囲から差別的に扱われ、深い劣等感を与える可能性が大きい。この劣等感の付加に対し、児童を守るはずの処分庁はどう責任を取るのか。審査請求人としても、こうした偏見を心配するだけでなく、いつまでも、暗いイメージの処分庁に取りつかれることがストレスを与える。審査請求人は、処分庁が関わっていることで、先生や他の児童の保護者たちと以前のように関わるができなくなっており、このストレスを軽視してはいけない。これは、憲法第 12 条及び第 18 条に反する行為である。

処分庁は対象を見誤っており、本件児童らの体重が軽いこととネグレクトとを短絡的に結び付けている。今回のケースは、処分庁も認めるように、虐待でも育児放棄でもネグレクトでもないのだから、やってはいけないことを、いつものルーチンの罫にはまってやってしまったと反省してもらいたい。審査請求人と本件児童らに与える影響を十分に考えていない。

- (2) 1 つ大事なことは、審査請求人夫妻が 2 人とも身体障害者であり、審査請求人が足も悪く、妊娠も手術も出産も、病気を併発して体の弱っている状態がまだ続いていた時期に処分庁が一時保護処分を行ったことである。当該処分以前からずっと障害者基幹支援センター及び産前・産後サポートの職員（以下「関係機関の職員」という。）が転居前の審査請求人夫妻宅の状況について指摘をしなかったのはなぜか、現場を見たのに。その答えは、審査請求人家族の状況が分かっているからこそ、その時に転居することが支援ではないと感じたからであろう。この時期に必要なのは、関係機関の職員、又は現在ヘルパーが行っているような寄り添いの支援である。

- (3) 処分庁が虐待の可能性があるということで動いたとしたら、それは処分庁の誤りである。公権力を持つ処分庁は、その行使に当たって慎重の上にも慎重になるべきであり、虐待の可能性ではなく、虐待の事実があるということで動くべきである。

本件児童らに対する虐待の事実があったのか。そもそも、「体重が軽い、家が汚い」ということでは「だから虐待だ」とはならないであろう。家が整頓されていないのが虐待と言うとすれば、それは、虐待の拡大解釈であり、権力行使のやりすぎではないのか。

本件指導事項の 5 の項は、憲法第 22 条で保障された移転の自由を制限するものであって、処分庁が知らせよと命令する権利はない。「この指導に反した行動をとった場合は、児童福祉関係法令に基づいた対応を検討せざるを得ない事を申し添えま

す。」と言われれば、もはや強制になる。

- (4) 「子の体重が軽い」ことが即虐待にはならない。これは医療の問題であって、断じて処分庁の問題ではない。もしも、処分庁が指導したいなら、一時保護ではなく、審査請求人に本件児童らを連れて、病院に行くように提案すればよいことである。

また、「家が整理整頓されていない」ことも虐待とはならない。それは、本件児童らがその家において笑顔で生活をしていたからである。これも、一時保護という強制執行をしてまで指導することではなく、指摘すればよいことである。

- (5) 処分庁は、厳しく一時保護をしたが、手を動かしてほしかった。処分庁を嫌いな理由は、批判だけで手を動かして一緒に片付けるなどの作業を一切やらないことである。処分庁は、ネガティブなことばかりをして、何らポジティブなことをしない。これは組織として問題である。

- (6) 処分庁の反論には具体性がなく、単に法律の執行の仕方を述べているにすぎず、納得のいくものではない。処分庁が付きまとうほどの何の罪が審査請求人にあるのか。

- (7) 親が子どもの心身両面の健やかな成育に責任を持ち、導くのは当然のことであり、処分庁に指導される必要はない。本件指導事項の1の項から3の項までは、いらぬおせっかいである。

- (8) 処分庁により指導が行われていることが学校や近所で知られれば、本件児童らについての評判が立ち、今後の精神的成長にとって、悪い影響が出るおそれがある。

- (9) 処分庁にいつまでも付きまといわれ、訪問されるのは、育児に専念している審査請求人にとって迷惑である。面談は、審査請求人にとって大きなストレスになっている。面談のために時間を調整したり、文書を作成したりする上、時間を奪われるし、本件児童らに向けるべき時間がその分少なくなる。これは、子どもの成長を願う処分庁にとっても悪いことのはずである。

- (10) そもそも、児童を虐待しているわけではない他人の家庭生活に介入する権利はない。自由と幸福追求の権利は、憲法で保障されている。

- (11) 処分庁が行った一時保護は児童虐待に当たり、絶対に許せることではない。そのような児童虐待を行った処分庁の指導など信頼できるはずもなく、心情的にも受け入れられない。

- (12) なぜ、いつまでも本件各処分をやめないのか、その判断の基準を具体的に示して

ほしい。納得できない限り、自分たちは人権を守るために闘いたい。

2 審査庁の主張の要旨

本件各処分に違法又は不当な点は認められず、本件各審査請求は理由がない。
よって、本件各審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 本件各処分の違法性又は不当性

法第27条第1項は、法第25条第1項の規定による通告を受けた児童等の保護者のうち、児童相談所長が法第27条の措置を要すると認めた者について、当該児童又はその保護者の住所において、児童福祉司による指導措置を採る義務を定めている。また、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）第6条第2項は、同条第1項の規定による通告は法第25条第1項の規定による通告とみなす旨定めている。

処分庁は、令和5年3月から令和6年4月までにかけて、児童虐待防止法第6条第1項の規定による警察署長からの通告のほか、法第25条第1項の規定による複数回の通告に基づき、審査請求人夫妻宅における本件児童らの養育状況の改善等に係る助言指導を繰り返し実施している。

にもかかわらず、同年7月18日に幼稚園で第3子に接触した際、同人の体重が－2SD以下であることを把握したため、本件児童らに対して不適切な養育がなされている疑いがあるとして、同日、本件児童らに対して一時保護を実施している。

そして、本件児童らに対する一時保護を解除した後も、審査請求人夫妻宅が再び不衛生な状態となることを防ぎ、本件児童らの衛生面ないし健康面が良好に保たれた状態を継続すべきであることから、児童福祉司が具体的な行動の枠組みを示して指導する必要があると判断し、本件各処分を行ったもので、その過程等に不合理な点は認められない。

なお、本件各処分以降、審査請求人は関係機関の職員の家庭訪問を拒否し続けており、第3子の体重の増加不良が見られることにも照らすと、現時点において児童福祉司指導の必要性が消滅したと認めるに足りる事情等は認められない。

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

2 その他

審査請求人は、本件各処分又は処分庁の職権による一時保護処分に対する不服を
縷々主張しているが、これらの主張はいずれも独自の見解に基づくものであって、本
件各処分の違法又は不当であることの論拠とはなり得ない。

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件各審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成 26 年法律
第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

第 4 調査審議の経過

令和 8 年 6 月 24 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項
の規定に基づく諮問を受け、令和 8 年 8 月 24 日の審査会において、調査審議した。

第 5 審査会の判断の理由

- 1 (1) 法第 25 条第 1 項は、要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置
する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない旨が定められており、
また、児童虐待防止法第 6 条第 2 項は、同条第 1 項の規定による通告は法第 25 条第
1 項の規定による通告とみなす旨が定められている。

法第 27 条第 1 項は、法第 25 条第 1 項の規定による通告を受けた児童につき、都
道府県が当該児童又はその保護者の住所において、児童福祉司による指導措置を採
らなければならないと定められている。

福岡県事務委任規則（昭和 40 年福岡県規則第 22 号）第 24 条第 1 号ワは、法第
27 条第 1 項の規定に基づく措置を行うことについて、児童相談所長に事務を委任す
る旨が定められている。

また、法第 33 条第 1 項は、児童相談所長は、必要があると認めるときは、児童の
心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護
を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる旨が定め
られている。

- (2) 本件についてこれを見ると、処分庁は、令和 5 年 3 月 7 日以降、児童虐待防止法
第 6 条第 1 項の規定による警察署長からの通告のほか、法第 25 条第 1 項の規定に
よる複数回の通告を受けていることが認められる。

これらの通告に基づき、処分庁は、本件児童らの養育状況の改善等に係る助言指

導を繰り返し実施し、加えて、令和7年7月18日に幼稚園で第3子の体重の増加不良を把握したため、法第33条第1項の規定に基づき、同日、本件児童らに対して一時保護を実施したことが認められる。

そして、処分庁は、本件児童らに対する一時保護を解除した後にも、本件児童らの衛生面及び健康面が良好に保たれた状態を継続すべきであることから、児童福祉司による指導措置が必要であると判断し、本件各処分を行っており、その過程等に不合理な点は認められない。

- 2 そのほか、本件各処分に至る手続をみても、違法又は不当な点は認められず、本件各処分に影響を与える事情もないので、本件各審査請求は理由がないから、これを棄却するのが相当である。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、前記第1のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第3部会

委員 井 上 禎 男

委員 井手上 治 隆

委員 森 美知子